

台東区子供育成活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子供が気軽に立ち寄れる地域の居場所を創設し、学習支援、食事提供等の包括的な子供育成活動を行う団体に対し、経費の一部を支援することにより、地域における子供及び家庭を支援する環境を整備することを目的とする。

(通則)

第2条 台東区子供育成活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都台東区補助金等交付規則（昭和45年12月台東区規則第37号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる子供育成活動支援事業（以下「補助対象事業」という。）は台東区内に居住している子供に対して継続的に実施する、子供の居場所づくり事業、学習支援事業又は子供食堂事業とする。

(子供の居場所づくり事業)

第4条 この要綱において、子供の居場所づくり事業とは、次に掲げる全ての事業を実施する事業をいう。

- (1) 子供が集い、交流する場の提供及び子供の交流の促進に関する事業
- (2) 学習指導及び相談、進学相談等に関する事業（必要実施回数週2回）
- (3) 栄養バランスの取れた食事を提供する事業（必要実施回数月2回）

(学習支援事業)

第5条 この要綱において、学習支援事業とは、次に掲げる全ての事業を実施する事業をいう。

- (1) 子供が集い、交流する場の提供及び子供の交流の促進に関する事業
- (2) 学習指導及び相談、進学相談等に関する事業（必要実施回数週1回）

(子供食堂事業)

第6条 この要綱において、子供食堂事業とは、次に掲げる全ての事業を実施する事業をいう。

- (1) 子供が集い、交流する場の提供及び子供の交流の促進に関する事業
- (2) 栄養バランスの取れた食事を提供する事業（必要実施回数月1回）

(補助対象団体)

第7条 この補助金の交付対象となる子供の居場所づくり事業、学習支援事業又は子供食堂事業を実施する団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を満たすもののうち区長が認めたものとする。

- (1) 子供の居場所づくり事業を実施する場合にあっては台東区内で補助対象事業を実施する社会福祉法人、特定非営利活動法人その他区長が認めた団体であることを、学習支援事業又は子供食堂事業を実施する場合にあっては構成員が5名以上の団体であること。
- (2) 子供の居場所づくり事業を実施する場合にあっては当該子供の居場所づくり事業を継続的に実施するための物的及び人的能力を、学習支援事業を実施する場合にあっては当該学習支援事業を継続的に実施するための物的及び人的能力を、子供食堂事業を実施する場合にあっては当該子供食堂事業を継続的に実施するための物的及び人的能力を有すること。
- (3) 子供の居場所づくり事業を実施する場合にあっては当該子供の居場所づくり事業の開始前までに、子供食堂事業を実施する場合にあっては当該子供食堂事業の開始前までに、台東保健所に食事の調理及び提供に関する事項について相談し、給食開始届等を提出しているほか、台東保健所の指導、助言を受けていること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。
- (6) 暴力団（東京都台東区暴力団排除条例（平成23年12月台東区条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (7) 第25条第1項又は第2項の規定により、交付決定を取り消されたものでないこと。

(補助対象経費等)

第8条 この要綱による補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、子供の居場所づくり事業、学習支援事業又は子供食堂事業の実施に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第9条 補助金は、第4条第2号若しくは第3号、第5条第2号又は第6条第2号に規定する必要実施回数を実施した場合における基本分及び当該年度に新規で事業の実施場所を開設した場合又は当該必要実施回数を超えて実施した場合における推進分とする。

2 各事業における基本分は、次の各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 子供の居場所づくり事業 11万円に実施月数を乗じて得た額
- (2) 学習支援事業 2万円に実施月数を乗じて得た額
- (3) 子供食堂事業 3万円に実施月数を乗じて得た額

3 各事業における推進分は、基本分を超えて別表に掲げる経費を支出した場合において交付するもの

とし、次の各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 子供の居場所づくり事業 30万円
- (2) 学習支援事業及び子供食堂事業 2万円に実施月数を乗じて得た額

(交付申請)

第10条 この要綱による補助金の交付を受けようとする団体は、台東区子供育成活動支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次の書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 補助金交付申請額内訳書
- (4) 構成員名簿
- (5) 補助対象団体の要件に関する書類
- (6) 消費税仕入税額控除確認書
- (7) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第11条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定を行うものとする。

2 区長は、前項の規定による交付決定を行ったときは台東区子供育成活動支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不交付決定を行ったときは台東区子供育成活動支援事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による交付決定の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第12条 区長は、前条第3項の規定により、補助対象団体に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この要綱に定める事項その他関係法令の規定を遵守すること。
- (2) 個人情報等を収集する際は、本人に当該個人情報の利用目的を通知し、同意を得ること。
- (3) 補助対象事業を運営する過程で取得した個人情報及び知り得た個人の秘密を保護するため、別に定める「個人情報の保護に関する規定」を遵守すること。
- (4) 補助対象事業の利用者から費用等を徴収する場合は、区と事前に協議すること。
- (5) 補助対象事業の利用者の帰宅時の安全性を担保していること。
- (6) 食物アレルギーをはじめとした各種アレルギー情報については、面接や保護者への確認等を通して調査し、補助対象事業の利用者の安全管理に努めること。
- (7) 災害、火災及び突発的な事故等に対して補助対象事業の実施施設の安全面を考慮すること。ま

た、当該事故等の発生に備えて必要な各種保険に加入すること。

(変更交付申請)

第13条 補助対象団体は、第11条第2項の交付決定通知書の受領後、交付申請の内容を著しく変更しようとする場合又は事業を中止しようとする場合は、あらかじめ台東区子供育成活動支援事業補助金変更交付申請書(第4号様式)に、次の書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 変更のあった事業計画書及び収支予算書
- (2) その他区長が必要と認める書類

(変更交付決定)

第14条 区長は、前条の規定による変更交付申請があった場合は、その内容を審査し、変更交付を決定したときは、台東区子供育成活動支援事業補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により補助対象団体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第15条 補助対象団体は、第11条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する場合のほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(事業遅延等の報告)

第16条 補助対象団体は、補助対象事業が予定の期間内に終了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由を添えて、書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第17条 区長は、補助金の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、補助対象団体に対して事業の遂行状況に関して随時報告を求めることができる。

2 補助対象団体は、補助対象事業の実施状況並びに利用者及び事業運営を補助するボランティアスタッフの参加実績について、台東区子供育成活動支援事業実施状況報告書(第6号様式)にまとめ、四半期ごとに報告しなければならない。

(遂行命令)

第18条 区長は、前2条の規定による報告又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第

2 項の規定による調査等により、補助対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象団体に対して、これらに従って補助対象事業を遂行することを命ずることができる。

- 2 区長は、補助対象団体が前項の規定による命令に違反したときは、補助対象事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第19条 補助対象団体は、補助対象事業が終了（中止又は廃止を含む。）したとき、又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、終了の日から起算して14日以内に、台東区子供育成活動支援事業補助金実績報告書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は前項の実績報告を受けた場合において必要と認めるときは、現地調査等を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第20条 区長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、台東区子供育成活動支援事業補助金交付額確定通知書（第8号様式）により補助対象団体に通知するものとする。

- 2 交付する補助金の額は、第11条の規定により交付決定した補助金の額と前条の規定による実績報告により算出した各事業の実施に要した補助対象経費の実支出額から各事業に係る収入額を控除した額とを比較して、いずれか低い額とする。

(補助金の交付)

第21条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、補助事業の円滑な遂行のために、必要があると認められる経費については、補助金の交付決定後に概算払をすることができる。

- 2 補助対象団体は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、台東区子供育成活動支援事業補助金概算払申請書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、概算払申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、概算払すべきと認めるときは、概算払をする補助金の額を決定し、台東区子供育成活動支援事業補助金概算払通知書（第10号様式）により補助対象団体に通知するものとする。
- 4 補助対象団体は、第1項又は前項の規定により補助金を受けようとするときは、台東区子供育成活動支援事業補助金請求書（第11号様式）を区長に提出するものとする。
- 5 区長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払の精算)

第22条 補助対象団体は、前条第2項の規定により補助金の概算払を受けた場合は、第20条第1項の交付額確定の通知を受けた後、台東区子供育成活動支援事業補助金概算払精算書（第12号様式）を提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

2 補助対象団体は、概算払いを受けた後に、第14条の規定による事業中止の承認があった場合は、速やかに補助金を返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第23条 区長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）区長の承認を受けずに補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

（2）正当な理由がないにもかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の末日までの予定期間内に事業に着手せず、又は終了しないとき。

（3）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（4）補助金を補助対象事業以外の他の用途に使用したとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容、交付決定に付した条件又は法令若しくはこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 区長は、第1項又は前項の規定による取消しを行ったときは台東区子供育成活動支援事業補助金交付決定取消通知書（第13号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された者は、再度この要綱による交付申請をすることができない。

（補助金の返還）

第24条 区長は、第14条の規定により変更交付決定を行った場合または前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該変更交付決定に係る変更・中止部分または当該取消しに係る部分に関し、既に申請者に補助金が支払われているときは、期限を定めて、台東区子供育成活動支援事業補助金返還命令書（第14号様式。以下「返還命令書」という。）により、その返還を命じるものとする。

2 区長は、第20条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還命令書によりその返還を命じるものとする。

（消費税等に係る仕入控除税額の取扱い）

第25条 補助対象事業者は、第10条の規定による申請書を提出するにあたり、補助金における事業経費に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いについて、台東区子供育成活

動支援事業補助金に係る消費税仕入税額控除確認書（第15号様式）を併せて区長に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、第19条の規定による実績報告書を提出する場合において、消費税等の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定しているときは、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、補助金の額の確定後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、台東区子供育成活動支援事業補助金消費税仕入税額控除報告書（第16号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。
- 4 補助対象事業者は、前項の規定による報告を行ったときは、当該仕入控除税額を返還しなければならない。

（補助金の経理等）

第26条 申請者は、補助対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が終了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（検査）

第27条 申請者は、区長が台東区職員をして事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は事業について報告を求めさせた場合は、これに応じなければならない。

（違約金及び延滞金の納付）

第28条 第23条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第24条の規定により当該補助金の返還を命じたときは、申請者は、当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約金（100円未満は切り捨てるものとする。）を区に納付しなければならない。

- 2 第24条の規定により補助金の返還を命じた場合において、申請者は、定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満は切り捨てるものとする。）を区に納付しなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第29条 前条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、

その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第30条 非常災害等による被害を受け、補助対象事業の遂行が困難となった場合の措置については、区長が指示するところによる。

(委任)

第31条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、区長が別にこれを定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

補助対象経費	内容	補助限度額
人件費 （団体運営のための人件費は除く）	補助対象事業の従事者に対する謝金等	子供の居場所づくり事業は、 基本分（11万円×実施月数）及び 推進分（30万円） 学習支援事業は、 基本分（2万円×実施月数）及び 推進分（2万円×実施月数） 子供食堂事業は、 基本分（3万円×実施月数）及び 推進分（2万円×実施月数）
備品購入費	机、いす、調理機器等にかかる経費	
消耗品費	文具、調理器具等にかかる経費	
交通費	補助対象事業従事のための交通費等	
通信運搬費	電話料金、運搬等にかかる経費	
印刷製本費	事業案内チラシ等の作成にかかる経費	
保険料	子供食堂実施のための保険料等	
光熱水費	電気、ガス、水道料金	
食材費	事業対象者に提供する弁当代や子供食堂実施のための材料費	
その他区長が必要と認める経費		

- 1 補助額は予算の範囲内とする。
- 2 補助限度額の子供の居場所づくり事業、学習支援事業又は子供食堂事業における基本分は事業実施年度の限度額とし、月ごとの限度額を定めるものではない。
- 3 補助限度額の子供の居場所づくり事業における推進分の加算は、当該年度において1回限りとする。

別紙 個人情報の保護に関する規定

- 1 補助対象団体は、区が提供した個人情報並びに補助対象事業の実施過程で取得した個人情報及び知り得た個人の秘密（以下「個人情報等」という。）を第三者に漏らしてはならない。補助期間が終了した後も同様とする。
- 2 補助対象団体は、個人情報等を、区が指示した目的以外に使用してはならない。
- 3 補助対象団体は、補助対象事業を実施するために個人情報等を収集するときは、区が指定した項目以外の個人情報等を収集してはならない。
- 4 補助対象団体は、個人情報等を補助対象事業の実施以外の目的で複製してはならない。
- 5 補助対象団体は、個人情報等の滅失、毀損及び盗難等の事故を防止するため、作業責任者の配置、保管庫の施錠を適切に行う等、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報等を取り扱わなければならない。
- 6 補助対象団体は、補助対象事業の処理及び個人情報等の管理に関して事故が発生したときは、速やかにその状況を区に報告しなければならない。

- 7 区は、前記の報告を受けたとき、又は特に必要があるときは、補助対象事業の処理状況や個人情報等の管理状況について立入検査をすることができるものとし、補助対象団体はこれに応じなければならない。
- 8 補助対象団体は、補助対象事業について、電算処理をするときは、不正アクセスやコンピューターウイルス等による個人情報等の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御機能を装備した電子計算機を使用しなければならない。